

## 自主管理と市場の政治経済学

— 一つの方法論的覚え書き —

平田清明

## はしがき

一九八〇年代にはいつて私は、八一年と八四―五年の二回フランスを訪ね、パリの二大学で講義を担当するかたわら同僚たちと討論する機会をえた。そして帰国後、その幾人かをこの日本の地に迎え、日仏両国が置かれた問題状況の相違や現代世界の変貌を議論した。

この両国間には政治と経済の二面で対照的な動と静の交錯が顕著であり、通約不可能性が濃厚であると同時に、根底的な問題状況における同時代性が厳存する、と私たちは思い至らざるをえなかった。右に掲げた本稿の主題と左に列挙する諸事象は、その共同経験の証しである。

## 目次

- I なぜプロブレマティックか
- II いわゆる市場社会主義をめぐって
- III 法人資本主義の自主管理化
- IV フランス社会主義政権の経験

## I なぜプロブレマティークか

今日の日本に万人の疑いえない一つの事実がある。——「世界恐慌の再来」と題した『エコノミスト』総特集（六月一九日号）や大森実氏の『恐慌が迫る』（講談社）に象徴されるような危機（恐慌）論のブームである。書店の店頭に並ぶその種の新刊書になかばあきれて目をそらしたとき、私はふと思いついた。

危機論の盛行。それは石油ショック後の七〇年代西欧社会での特徴的な現象であった。確かに、日本とともに黄金の六〇年代を終えた西欧は、七〇年代にはいつて、とくに一九七三年の（第一次）石油ショック以来、慢性的な経済危機に陥り、とくに失業が若年層や新学卒をおそって、大学は失業者養成機関と皮肉られさえていた。国内での就業者の減少にもかかわらず、あたかもそれに逆行するかのようにな安価な外国人労働者の流入が激増し、社会不安と文化摩擦が深く進行していた。

今日、失業の増大と貿易摩擦の深刻化の中で一種の危機論ブームがこの日本の地に出現するとき、私は、十年遅れてきた危機論という国際比較観を抱く。

七〇年代を通じての省エネ・省力の企業努力が情報化への産業社会の変貌を推進しつつ、この私たちの国は、いわば繁栄の孤島の幸運を享受してきたのであり、資本主義が新しく突入しつつある段階のもつ危機的性格に直面する機会を幸いにして免れてきたのであった。

七〇年代——それは西欧では、深まりつつある社会的危機の中で体制選択を争う時代であった。イギリスでは保守党のヒース政権（一九七〇—七四年）が倒れ、ウイルソンの労働党内閣が復権し、「代替戦略」による体制転換の実現を求めながら、キャラハン主導の労働党内閣（七六—七九年）に引き継いだ。

海峡をこえたフランスでは、六九年末成立したばかりの新社会党は七一年、ミッテランを党首にして社会主義者の統一を実現し、七二年社共両党の共同政府綱領を締結し、社会闘争の次元での「リップ」に支援されながら国政転換運動を進め、七四年には大統領候補ミッテランは四九・一九%を獲得するに至った。そのご社共

間に、また社会党内に諸種の異和局面を醸成しながら体制転換への社会的政治的な処方箋を固めていった社会党の内部では、「自主管理に関する十五のテーゼ」が承認発表され、共産党はユーロコミニズム路線を歩んで、左翼連合による体制転換にそなえた。七〇年代末における左翼連合内の理論的政治的な路線対立は、七八年の総選挙における敗北を招きながら、逆に三年後の八一年には大統領選挙と国会選挙の両面において左翼の国会内絶対多数を成立させた。

このような七〇年代の危機的雰囲気を顧みつつ、現代日本の危機観をあらためて見るとき、そこにはきわだつた一つの特徴があるのに気づく。

西欧では危機意識は多かれ少なかれ社会主義思想の政治的社会的威信の確立を伴っていた。しかし、現時日本の危機意識はその正反対であるかのようである。

“社会主義は死語と化した”という声が危機の日本の中で語られる。そこには明らかに資本のイデオロギー支配としてのマスメディア操作があるとしても、“社会主義”なるものが、それまで含意してきた意味内容においては現代世界の問題状況に対する有効な解答を提示しえていないことは、すでに多くの“社会主義者”によって経験されているところであるだろう。

これまで合意された意味での“社会主義”とは、あえて一言でいえば“現存社会主義”の理念とその現実である。スターリン主義に歪んでいったマルクス・レーニン主義、文化大革命に集約されるマルクス・レーニン・毛沢東思想。ロシア革命と中国革命を領導したこれら二つの“社会主義”思想は、これら両国民にとってさえずりに解放思想たりえたのだろうか。中ソ対立とそのベトナム・カンボジアへの波及、その中での中越戦争やカンボジアの政治的惨劇。

これらの否定的事象には、それぞれ、それなりの歴史的根拠があり、またそれらの思想や行動がたんに否定的なことではなく、その社会なりの再生要因たりえたものであったとしても、今日の日本でそれを追体験する必要はだれもこれを認めないだろう。

ひとほだれも、そこにある悲喜劇や栄光のすべてをあげても、現代日本がおかれた世界史的状况の解明に役立ちうるものは、そこにほとんど皆無である、と思つてゐるのではなからうか。だが、それにしても、他国の歴史を他山の石として座右の銘にするだけの謙虚な姿勢が堅持されねばならぬこと言うまでもないだらう。今日、ロシア革命七〇年を迎え、また二年後に中国革命四〇年を迎えつつある世界的変革史の動向に留意する心の持ち方は、あと二年後に迎えるフランス革命二〇〇年に注目する精神的あり方と等価であるはずである。

一九八〇年代を生きる今日の私たちは、すでに、七〇年代とは異なる世界資本主義の特徴をいくつか眼前にしている。その中で日本資本主義は独特な体制的性格を形成しつつ“情報化”と“国際化”の道を歩んでいる。新しく第三段階を規定すべき世界史的局面を現代資本主義は経過しつつあるのであり、そのなかで日本資本主義は欧米の私的資本主義とは異なつて協同的資本主義と特徴づけるべき体制的性格をますますあらわにしている。これらについては、不十分なが別稿に指摘しておいたところである。

欧米型の私的資本主義の原則上に成立しながら独自の形成をとげた日本の協同的資本主義は、一九世紀から二十世紀にいたる西欧型私的資本主義の揚棄としての社会主義を、自己の対立物たらしめないことに、ほぼ成功しているかのように、私には観察される。しかもなお、新しく規定されなされた第三段階の資本主義は産業化と情報化の激動を主導する生産資本循環の国際化の中で、貨幣資本循環の巨大かつ激烈な世界化を促進させ、今日ではまさにありうべき経済恐慌を含む、社会的動揺を世界的に醸成している。それは一面でレーガノミックスやサッチャー主義等の新自由主義の超哲学体制を成立させつつ、その対立物を自己否定的に産出している。今日のユーロ・ソーシャリズムはその政治的社会的表現であり、アメリカやイギリスを含む先進民主主義的資本主義国におけるマルクス・ルネッサンスはその知的表現であるといえよう。

そこでは政治と経済と文化とは、無論相互に規定しあつてゐるが、かつて構造主義者が力説したような同時決定性にひたされてゐるのでなく、むしろ相互に齟齬し乖離し、ときに対立さえしつつ、しかも滲透しあう関

係にある。そこから私たちは次のことの必要の前に立たされていることを確認することになる。

つまり社会主義のプロブレマティクは、①学問上の社会Ⅱ歴史認識の未来像、あるいは②資本主義というすぐれて経済的な社会の現代的展開にはらまれた歴史的動向、そして③現代世界資本主義における先進国・第三世界・中進国等の諸社会にありうべき政治的変革という三つの次元において、それぞれ独自の問題設定が試みられねばならないということである。従ってまた経済学、政治社会学ならびに政治学にまたがる総合的な問題把握が必要となり、その間に現代政治経済学ともいうべき学問分野の成立をうながすということでもある。

そのばあいに特に留意すべきことは、さしあたり次のことである、と、ここに指摘しておこう。

1 ありうべき政治的社会的変革と生かさるべき古典との間との相互交通は、歴史の諸画期において見られてきたことであるが、社会が、また世界が資本主義という体制的规定性を帯びているばあい、資本主義社会への根底的批判を遂行したマルクスの諸理論は、社会と世界がそのようなものであるかぎり顧みられるに値しつづけるだろう。しかしそのばあい、注意しなければならない。――、資本主義社会の内在的にして根底的な批判は、そこに批判されたものの実践的揚棄を根本的に要請するものであるとはいえ、その揚棄の政治過程は、かの「生産諸力と生産諸関係」の歴史具体的な状況に規定されるのであり、経済学理論そのものがそれを明示しうるのではないのである。

マルクスの名著『資本』は資本主義への批判的内在がそれ特有の社会Ⅱ歴史認識をもたらすと、私はこれまで既刊の諸著作を通じて語ってきた。

今これに付言するとすれば、自明事ながら生産力と生産関係の諸矛盾は、資本の直接的生産過程においてのみならず、その流通および再生産（分配）過程において追求すべきである、とくに本稿が後論のうちにとりあげる「市場」については、とくにこの観点が必要である、と、指摘しておきたい。

また同じことだがこれら諸過程を通じての矛盾解明にあつては「人格の物象化と物象の人格化」としてマルクスが指摘した「資本主義過程」（シュンペーター）の物象化傾向を、「資本主義的蓄積の一般的法則」の形態的

特徴として堅持することの必要を強調しておきたい。——生産手段の“国有化”と“指令的計画化”という、社会的協同性の政治的国家的物象化こそ、いわゆる既存社会主義体制での一重大ネガティブ要因をなすものである、と思われるからである。

2 多少ともフィージブル（実現可能）な社会変革を経済体制の改変として展望するとき、この日本という私どもの現在の立脚点にそくして言えば、株式会社制度を含む信用制度の発達のみで独自に成立してきた法人資本主義の特徴を、私的資本主義との関連において捕捉し、体制変換における社会的対応の相違に理論的な関心をよせる必要がある、と、私は痛感する。

いま私たちにとって、法人資本主義は自主管理化されるか、という問題が、“既存社会主義”の枠組をこえて、明らかに問われて然るべきなのである。

それはとくに、一九八一年に成立したフランス社会党内閣が当初の社共連立内閣時代以来推進してきた私的資本主義の社会化が同時に法人資本主義の自主管理化でもあった、ということからしても明らかであるだろう。

その努力は一定の成果をあげてその生産力的遺産を保守中道内閣に継承させたが、それ以上に“左翼”内閣が遂行した自主管理実現の理論的にして実践的な営為は、今日未だ学問的な総括の域にはいっていないが、すでに十分他の諸国において学ばれるに値する理論的諸命題の提示に成功している。フランス社会主義が現在の「保革同居」をこえて今日なお、端倪すべからざる思想的威信をもちつづけている所以である。——現在入手しうる限りでの数少ない資料をもって、のちに、この点を再論したい。

3 変革の政治過程は、国際緊張下における諸国民国家の内的矛盾の成熟いかにかかっている。それは固有のイデオロギー形成を伴い、かつそれに誘引される社会的政治的変動である。そこには深く世界的な文化状況が浸透している。

一九八一年におけるフランス社共連立内閣の成立は、多くの要因に規定されているが、そのうちの思想的要



因の中には、社共両党がその目標とするものを自主管理社会主義として定立していたという、ことが厳存している。つまり「左翼」諸党は共通かつ共同の変革理念をもちえていたのである。

この両党は共同綱領締結時点においてさえ、この基本理念で見解を異にしながら、しかもなお、その分裂期を通じてかえって共通理念に到達した。この歴史的ダイナミズムは、今日かえりみて、さして遠い過去のことではないのである。<sup>(2)</sup>

ところで、自主管理社会主義なるものは、国是として公式に掲げられたのは、後進国のユーゴスラヴィアにおいてだけであった。あえていえば、ユーゴスラヴィアに続いて、植民地のアルジェリアにおいてであった。前者は周知のとおり一九四八年スターリンによりコミンフォルムから追放され、独自の国内体制を創出せねばならぬ必要に迫られて思い至った社会主義理念であった。後者は、ソ連援助の「帝国主義的性格」に絶望してユーゴ路線をあえて採用したものであり、その実行は、前者以上の困難をかかえていた。

フランスのソーシャリストやコミュニストは、おのれの社会の変革的指導理念を設定するにあたって、遙かに後進的な右記二国の思想的実践的苦難のうちにさえ、学びうる思想的価値を発見することを怠らなかつた。むしろ、その展開が問題なのであり、単なる導入が問題ではなかつたのではあるが……。

事実、七〇年代後半期にはユーゴスラヴィアの経験が、理論的に整理され、フランス語や英語に翻訳されて消化されていった。その中でM・ドルーロヴィチの『試練に立つ自主管理社会主義』<sup>(3)</sup>やR・セルツキーの『マルクス主義・社会主義・自由——自主管理社会主義の民主主義的一般理論にむかつて』<sup>(4)</sup>は、先進諸国における自主管理社会主義の一般理論を建設するうえで、少なからず寄与した。

その理論的営みの思想的価値は、それを生んだ一国の、ここではユーゴの、歴史的現実を離れては、存在しえないものであるとはいえ、それとは独自のイデオロギー的価値としての普遍性を有するものであり、その国の現状とはひとまず別個にこれを論じうるものである。

私たちはここでも、現代における世界史の展開に密着する必要があると同時に、その思想的地平における理

論形成の普遍的意義に、謙虚なまなざしをむける姿勢をもちつづけなければならぬだろう。

## Ⅱ いわゆる市場的社会主義をめぐる

### a 非市場モデルについて

今日の日本において社会主義を死語化させるいくつかの要因のなかには、現存社会主義諸国にみられる全面的国有化<sup>11</sup>計画化の非市場的社會主義モデルがある。また社会主義の未来像を一国一工場的コミニズム構想とみだてる暗黙の了解がある。マルクス主義を戦前戦中日本の国体思想に似た独善的ドグマティズムだとする虚偽意識がある。

ところで、社会主義諸国研究の専門家でない私は、仔細には渉猟しえていないが、私の目にとどくかぎり、非ソ連モデルのユーゴスラヴィアにおいてさえ体制内での理論的営為は、自国を市場社会主義とすることを拒否している。M・コラーチの『自主管理の政治経済学』（日本評論社）は断言している。

「現在のユーゴ経済体制について、他の社会主義諸国の経済体制との比較で商品<sup>12</sup>貨幣関係の発展度の差を強調し、『市場社会主義』とよぶのは、全く適切を欠き非科学的である」（四六ページ）。

コラーチのこの、自主管理社会主義の一般理論をめざす著作は、「自主管理的生産関係」の基礎的単位をなす「労働者集団」が商品生産の担当者であることを承認したうえでその商品の実現過程における費用価格と「所得の目的別分配」との関連を問ひ、「個人所得の分配」を拡大再生産過程における労働者集団の蓄積機能に対比させつつ論述しておりながら、不思議なことに「市場」に関する理論的言及をまったく欠いている。

この点は、前出のM・ドルーロヴィッチ『試練に立つ自主管理』（岩波書店）も同様である。この書物はユーゴにおける自主管理の理念と現実を担々と事実にくしくして記述し、かつ、これを理論的に整理しようとしており、この国の自主管理的企業組織とそこでの労働者評議会等の機能を仔細に解説しているが、ここでも市場に関する積極的な記述は存在しない。しかし「キューバからハンガリー・ポーランドにいたる社会主義の国々で、



経済的にもイデオロギー的にも、社会主義経済における市場法則の復権がみられる」(前文五ページ)ことを批判的に指摘し、『マルクス経済学の原則たる計画化』と「自由市場の原則」とは理論的にも実践的にも共存しえないものだ」と論評する。そして、ユーゴの自主管理社会主義は「国際市場と現代テクノロジー」の二つから挑戦されているが、それに屈しないだけの用意あるものだ」と自讃している。

この両著は、その公刊された七〇年代の思想状況において一定の理論的な役割を果たしたであろうが、そこには何と云っても、単一政党制に対する無批判的態度が一国一工場的マルクス社会主義像なるものと結合している、という欠陥が最後まで付きまとっている。

社会党が五年間掌握してきた政府を保守中道に譲り渡したフランスにおいては、この政権移譲の翌年、つまり本年(一九八七年)三月、ユーゴスラヴィアにおこった大ストライキが報道され、それが一後進国の経済的困難以上の意味をもった。

「ル・モンド」国際版三月二十六日——四月一日号および四月九日——十五日号は、事態を報道し危機の深刻さを伝え、それが抜きさしならぬ原理的問題を含んでいることを指摘した。

直接のストの契機はともかくとして、この国には公式経済と並んでヤミ経済が横行し、この並行経済 *economik parallelo* は責任あるエコノミストの推定でさえ、GNPの二〇%をこえ、したがっていわゆる自由経済に不可避な景気変動が成立しているのである、このヤミ経済の「基準通貨」はドイツマルクなのである。

そして労働者とはいえば、正規の仕事場では「ただ出勤時に自分の帽子をかけ」自分がその工場に帰属することを示すべく、午前中だけ働く。午後はよそで働いて公式賃金の三倍にも及ぶ手取りをうる。しかもこのヤミ経済の部分は規則のやかましいこの国の中で全く *tax heaven* であり、外国との行き来のできる者がボロもうけをしても司直に捕まることはない。

それというのも市場というものが公式に位置づけられておらず、しかも単一政党の幹部による「政治的独占」が「自主管理正統主義」*orthodoxie antogestionnaire* のうえに君臨しているからである。そこでは、人が酔っぱ

らって国歌を道端で歌ってさえ三カ月の牢屋行きを免がれず、解雇と賃金支払のトラブルの度に憲兵の出動をおそれなければならぬ。そして一三〇パーセントにのぼるインフレの昂進の中で失業が増大し、国家の財政赤字と対外収支の赤字が増加していく……。

これらの事態は、ユーゴ体制内エコノミストの良心的な労作に内在する欠陥を抉り出してやまなかった。そして、母国から立ち去った東欧圏知識人をして、いわゆる市場社会主義論に走らせ、これとの関連において、単一政党システム批判を唱道させたのであった。

「武器の批判は批判の武器に及ばない」というマルクスの言葉が、ここで想い浮かべられるだろう。

#### b 市場的モデル

母国を去った多くの東欧系知識人の諸労作には、痛苦にみちた経験の反省や理論的深化の賜物<sup>たまもの</sup>としての普遍的意義が宿るものも少くない。その種の業績の中に、R・セルツキーの前掲書がある。

彼はチェコスロヴァキアに生まれ、ソ連のレニングラード大学に留学後、プラハの大学で学位をえ、六八年の「プラハの春」にあたっては国民議会議長スムルコフスキーを助けて、そのアドバイザーの役をつとめ、ワルシャワ条約機構軍の介入後、亡命して西側諸国に居住し、七一年カナダのカールトン大学教授に就任した経済専門家である、と邦記者が紹介しているが、その著作は「市場と社会的計画化との総合」による「労働者管理システムの一般民主主義的理論」を「民主主義的社会主義の一般モデル」とともに提起し「社会主義的市場の固有の特徴」を示しつつ「市場を伴わない民主主義理論は成立不可能だ<sup>(5)</sup>」ということを論証しようとする。それゆえこの書物は何よりもまず「市場」に関する考察をその第一章に掲げ、市場の積極的意義とその欠陥を摘出すると同時に、マルクスによる市場認識の誤謬を第二章に置いてとくに批判的に論述する（「マルクスの非市場的社会主义モデル」）。

彼は社会主義の始祖マルクスそのものの中に偉大な思想と同時に基本的誤謬が存在すると指摘する。

偉大なのは人間的自己疎外の解放をめざす政治的方向性を現実化しようとしたことであり、その誤謬は市場

の形式的な平等性<sup>11</sup>等価性<sup>12</sup>人格的自由と、実質上のその反対物たる事実上の不平等・不自由・差別性との間の、「ジレンマに悩んだマルクス」が、市場の「人為的廃止」を主張して「人格的自立の基礎的破壊」に傾斜し、ついで生産手段の国有化としての社会化<sup>13</sup>「一国一工場」構想にのめりこんだことである。「かれはミクロシステムとマクロシステムとを混同する誤ちをおかしている」のだ。

セルツキーによれば始祖マルクスのこのような否定的傾向を更に強化したのが「レーニン主義」であった。初期マルクスの疎外論を知ることのなかったレーニンは、後期のマルクスにもあった「自由な諸個人の自由な連合」という理念を正当に評価することもできなかった。彼は、「工場の規律とヒエラルキーを社会全体におし広げた全国規模の単一国家シンジケート」と「権威的な規律とヒエラルキーをもつ単一政党」のアマルガムとしての、「専制国家主義」の樹立をおそれなかつたのであつた。レーニンが一時的に採用したネップも、「市場と社会主義との非両立性という古くからのマルクス主義的命題を原則的に否定する思想」を含むのではなく「マルクスの非市場的社会主义経済という構想を根本的に修正するものでは決してなかつた」<sup>14</sup>。

今かりにネップが経済的多元主義の復活であつたとしても、それは産業的民主主義の導入ではなく、政治的多元主義の復活でもなかつた。「ネップの創始者レーニンは労働者自治にも労働者自主管理にも決して賛成ではなかつた」。結論として、この批評者は次のように主張する。

「一国一工場原理によって組織され、社会的規模の指令的計画化に服する無市場、無商品、無貨幣という社会主義経済の構想は、レーニンが最初に提示した原則にもとづいて組織された党の行使するレーニン主義的プロレタリア独裁を必然的にもたらす」<sup>15</sup>。

我々の眼からみれば、これはスターリン主義を読みこんだ「レーニン主義」だが、これに対立するものとしてこの著者に、ユーゴスラヴィアの「市場的自主管理社会主義」が肯定的に浮かび出てくるのはごく自然であるだろう。だが、ユーゴにおけるこの「分権的な自主管理経済」には、権威主義的一党制が継ぎ木されている。「ミクロの経済的自主管理とマクロの政治的代表制」とのこのユーゴスラヴィアの矛盾を解くものとして、セ

ルツキーは市場の肯定的理解のうゑに「マルクスの一般民主主義的修正」を提唱するのである。そこにおいて彼は、遠くカントの自由論、近くはフリードマンやポラニーを、対照として引きだし、「市場と積極的自由との間の構造連関」を説明しようとする。

そのうゑで「民主主義的社会主義の一般モデル」の諸原則は次の諸要因からなると、指摘する。<sup>(8)</sup>

- 1 労働が所得の唯一の源泉である。
- 2 生産手段は社会的に所有されており、それを使用する者によって管理される。
- 3 この生産手段の社会的所有は国家的所有ではなく、国家から本来分離したものである。
- 4 固定フォンドの社会的本質(有効性)を映し出すものは集団的使用者たる生産者が社会フォンドに払ふこむ租税である。
- 5 企業は工業も商業も国家から自立し、かつ相互に独立して活動する。それら諸企業が活動するのは中央の指針的計画に規制された市場の枠組みにおいてである。
- 6 保健・教育・福祉サービスは、市場とは独自に提供される。
- 7 公共サービスや芸術・文化・科学を含む公益事業も、全面的または部分的に市場から自由に提供される。
- 8 中央銀行は国家の直接的コントロールにおかれる。一般の市中銀行は市場セクターと非市場セクターの双方に対する公共的機関とみなされる。
- 9 市場における基本的活動単位たる労働組織内の自己管理は、労働に由来する権利である。
- 10 右記の一般市中銀行のように全面的または部分的に市場から自由に活動する労働組織の自己管理権は、労働と所有にもとづくのであり、また、その所産の消費に基因する。
- 11 社会的所有としての生産手段に対する政治的な、したがってまた間接的な支配への参加権及びそれら生産手段の規制への参加権は、市民としての人間の地位に由来する。
- 12 所得は労働の成果に対する各人の貢献に応じて分配される。

- 13 保健・教育・労働不能者に対する社会的便益は、各人の必要に応じて分配される。
- 14 生産手段の社会的所有からえられる利得は、社会的投資ファンドに蓄積される。
- 15 各個人の、生産手段ならびに保健・教育・社会的便益への接近および自主管理そのものへの接近の平等性、ということの中に、経済的平等性があるのであり、それは必ずしも所得の平等主義的分配を含むものではない。

16 自己管理はミクロ経済にのみ限定される。ただし、プロレタリア独裁とは両立不可能である。

生産手段の「社会的所有」という概念こそ市場自主管理社会主義の基本的用具であり、それを享受し実現する状態を *labour-self management* (労働者自己管理) と呼ぶのであって、それは *worker's self management* (労働者自主管理) とニュアンスを異にする。

ここでの各労働組織は、被用者、使用者、関連公共機関の各代表から成る評議会(比例代表制による選出)によって特徴づけられている。したがってマクロでの代議制民主主義とミクロでの自己管理とが、市場の社会的規制とコントロールの手段である中央計画によって媒介され、これによって労働の貢献度による所得分配と、必要に応じた分配との、結合が実現する。ここでは職場、職業、教育の選択の自由と、合理的な経済計算と社会福祉極大との調和がはかられる。

このような市場社会主義モデルは、政治権力と経済権力との分離、自律的労働組織への経済権力の分散、ミクロ的意思決定の分権化、競争と機会均等、職業選択の自由を必要とする。そして、より基礎的には消極的ならびに積極的な自由の極大化を保証する国家と党の組織が必要とされる。

著者セルツキーは、こう主張することによって、市場自主管理社会主義の理念をいささかパセティックに語り出す。彼がどのような世界史的現実と特殊一国的な真実の上にかく構想するかは不明である。

セルツキーは東欧での否定的経験を西欧での肯定的経験に接合して、自主管理と民主主義的社会主義の融合を理論化しようとしたのである。それは、出版された一九七九年の時点では少なからぬ問題開示的インパクト



を西欧社会主義運動にあたえた。

彼のマルクス理解は、初期マルクスのみならず中期マルクスをもとりこんだ文献史的裏付けをもつものであり、しかもそれを彼独特の現実的理念に生かそうとするものである。尊敬すべき思想的営為であるが、現実的緊迫感の高さに引きずられて古典を読み誤るような欠陥も少なからず見られる。それを批判することが本稿の課題ではないので、その点の論述は省略するが、次の一点のみあえて指摘する。

彼は「市場」を単純商品流通の場としてのみ把握しており、私的所有の経済的運動形態たる資本に転化することを必然性となしな社会フォンドの自主管理的運営にかんする諸種の基本組織や媒介組織相互間の社会的契約関係として市場を把握しえないでいる。それは資本主義的市場分析において再生産（流通）と分配の過程的連関として市場を理論的に把握しえないことに通じている。

このことはまた計画化の社会主義的意義の過小評価と社会主義的国家論の欠落に通底してもいる。特定の歴史的段階における市場の揚棄不可能性は、社会主義国家のその段階なりの揚棄不可能性と不可分であるはずではなからうか。

### Ⅲ 法人資本主義の自主管理化

東欧圏から去ってアメリカの南カロライナ大学客員準教授を経て、カナダのカールトン大学正教授に就任しているセルツキーは、北アメリカにおける「社会主義の魅力の再生」を希求しているようであり、コーネル大学のJ・ヴァネックと相ともにアメリカのような「法人資本主義」の展開している社会における自主管理運動の可能性と必然性を論証しようとしている。そのほあい、ヴァネックの「アメリカ合衆国における自主管理の実践のための教育」や「自主管理市場経済学的一般理論」の助けをもとめつつ、法人資本主義の自主管理化に関するいくつかの重要命題を提起する。それはほぼ次の諸点に整序できる。<sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>

- 1 理論的立脚点として彼はマルクス『資本』第五篇利子生み資本論または株式資本論を定礎する。彼は、

「現代資本主義は原理的に株式資本主義である」として、マルクスの次の三規定を参看すべき重要テーゼとする。

① 株式資本は私的資本と区別されるものであり、「直接に連合した諸個人の資本としての社会的資本である。したがってまた、株式資本は資本主義的生産そのものの枠組み内における私的所有としての資本の廃棄である」。

② 株式資本にあつては、資本家は「他人資本の管理者」即ち「経営者」に転化しており、この経営者機能は資本所有から分離している。したがって「株式資本は私的所有の支配をとまなわぬ私的生産である」。

③ 「株式会社制度は資本主義システムそのものの基礎のうえでの資本主義的私的産業の廃絶である」。したがって「資本主義的生産のこの最高の発展の結果こそは、資本が生産者たちの所有に、といっても個々の生産者たちの私的所有としてでなく、連合した生産者たる彼ら自身の所有としての直接的に社会的な所有としての所有に再転化するための、必然的な経過点である」。

これらの諸規定はこの私たちの日本においてはすでによく知られているものであり、私自身もいくつかの論稿でこれについて論及した。

いまそれら諸規定がアメリカ大陸で問題になるとき、そこでは文献解釈上の問題もさることながら、その実践的な意味内容が問われるべきであろう。以下、必要なかぎりでこれに言及する。

2 セルツキーにとっては、株式会社は私的所有の形式をとっているが「デ・ファクトの公企業」である。たとえばG・Mの企業性格は社会的であり、その倒産やその被用者の解雇は名目上の私有者の私事ではない。したがって、「資本の私的形態」よりもむしろその「公的性格」において、株式会社は論議されるべきであり、したがってまたその公共的機能の政治的管理が必要であるのは、たとえば教育や保健の事業と同じであつて、そのような政治的・間接的公的なコントロールの設定は近代政治の「自由主義哲学」にも合致している。

したがって公共の必要にもとづくかぎり「通常株の非支配的（但し稼得的）社債への転換」は合憲的であり、

既存の法秩序に適合している。

かれはこの株式会社機能の公共的性格を現実化させるうえで必要なものとして、労働者自主管理の原則をかかげるのであり、株式会社の所有形態における変革には関心を示さない。それどころか法人企業の「国有化」は、また総じて「社会化」は、自主管理とは何ら関係ないものであり、国有化や社会化はむしろ労働者自主管理をあらゆるものである、と判断する(二八ページ)。そして結論する。「労働者自主管理は社会主義的変化となんの因果連関をもたない」(同)と。

これは彼なりに根拠あつての主張である。ソ連型「社会主義」の否定的経験によつて裏うちされた提言であり、国家資本主義または国家独占資本主義の非民主主義的性格に対する批判に基礎づけられた立言である。

しかしそれ以上に「現代株式資本主義に全面的にみられる株式支配技術のシニズム」に徹すれば、そのような所有形態の差異や変化は、企業の公的性格とその共同的運用のうえで次第に無意味化しているからである。

たとえば、現代企業支配には①株式の百パーセント所有による支配もあれば、②過半数持株支配もある。株式の分散度合に応じた③少数持株支配もあり、これが目下のところ標準的である。そして、株式所有にもとづかないいわゆる「経営者支配」もあるし「法的手段による支配」もある。しかも、この最後の三者は増大傾向にある。極端な例としては一パーセントの所有で百パーセントの資本支配に成功した例もある、と彼は指摘する。

3 右のような現代株式会社制度には、企業内の社会的分業に基礎づけられた多少とも公共的な経営権力が成立する。そして、これが株式会社の直接的支配権を掌握している。

しかしそれは、企業の公共的性格にもとづく公的コントロールをうけねばならない。この後者は代議制民主主義によつて公務を担当することになった職業政治家や国家行政組織法の下で採用された公務員たる官僚の専門的職務となる。それに対して、株式会社の直接的支配を担当する幹部役員たる経営者層は、第三者である労働組合や消費者団体の掣肘をうけながらも、ともに体制的ヘゲモニーを掌握する。

この政治的経済的ヘゲモニーは、資本主義のダイナミズムのうえで必要要件であると同時に、その制約条件でもある。なぜならば、国家も経済もテクノクラートの寡頭支配に陥るからであり、それに対抗する労働組合もまた対立者に似せておのれを組織しなければならなくなるからである。それは民主主義社会の自由主義的前提をおかすものであり、リベラリストでさえ容易には容認しがたいものとなるからである。

したがって政治上の自由主義的民主主義を十全たらしめるものとしては、経済上の民主主義が、つまり企業内での三者協議会的共同管理体制の展開と社会的福祉の極大化原則に立脚した政治的公的民主的コントロールが要請されるのである。

この意味で「労働者管理法人資本主義 *labour-managed corporate capitalism*」は前節でみたような「民主主義的社会主义」よりもより実現可能であり、現代社会にふさわしい自由と民主主義の享受を保障するものである。右記のように整序されるセルツキーの所説に対しては、さしあたって次の三点がまず指摘されねばならないだろう。

1 株式資本はあきらかに「直接的に社会的所有としての所有への、(つまり、個体的所有への)再転化への通過点」をなすものであり、私的所有の枠の中での私的所有の廃棄であり、私的資本の廃棄でもあるが、依然として私的本性を保有しつづけている。それは、資本としての利潤追求のインセンティブに立ち、対外的に私的な企業として社会的な諸資源の排他的な購入とその果実の私的領有によって特色づけられている。したがってこれをあまりに多く公企業と直接に同一視することは許されない。

2 株式会社の所有支配形態は、政治的公的コントロールの有効性を確保する上で、細心の注意を払うべきものであり、決して軽視または無視することはできない。

公的コントロールの企業側での受容を、経営者のモラルだけにゆだねるのは、楽観的にすぎ、現代の経営コミュニティに通じかねない。

むしろ国有化は、社会主義の特徴的事態ではなく、また、現代の支配的な傾向たる「経済の社会化」の

唯一の形態でもない。しかし私的法人企業の公企業化ということは、更に企業内容の公共性の確認だけで実証されるのではなく、何らかの所有形態上の変化を必要とする。

セルツキーの立脚点に立つならば、この公共化し社会化した企業にはそれにふさわしい社会形態を与えることが必要であるだろう。そして、これこそが、マルクスから学ぶべき論点なのではなからうか。

3 法人資本主義の自主管理化にかんするセルツキーの論述のなかには、不思議なことに彼がその著作の冒頭で強調した「市場」に関する論述が全く欠落している。

公企業とみなされた株式会社間の経済関係は、これまで私的資本主義体制の支配的機構でありつづけてきた市場に全く委ねられている。したがってまた、社会的計画化は指針としての間接的外面的関係でしかなく、その意味で市場の実質に対していわば後見的役割を果たすにすぎないものとされている。

市場と計画化のアンチノミーなるものが、セルツキーの悪夢となっているのであろうか。

ともあれセルツキーの理論的営為は、アメリカにおける法人資本主義の優越とそこでの二大政党システムならびに社会主義政党の欠如という現実的立脚点に立っており、その長所も欠陥も彼個人の理論的能力をこえる或るなにかに基因する、と評すべきであらう。

これとの対比でいえば、ソーシャリズムやコミュニズムという資本主義の対立物を政治文化の一伝統としてもつ西欧諸社会では、事態はよりパセティックであり、ドラマティックである。

たとえば「資本主義からの訣別」をうたって成立した社会党政権の五年におよぶ治政のあとに、「再私有化、Privatisation」＝「資本主義への復帰」が保守中道政権によって推進されようとしている。その経緯は現時点では未だ理論的総括の段階にたちいたっていないが、最低限、以下のことをここに記述しておく必要があるだろう。

#### IV フランス社会主義政権の経験

自主管理社会主義を標榜するフランス社会党政権が成立して以降、「資本主義からの訣別」と国際化の中の



フランス企業の防衛と発展を保証する観点から、経済の社会化が国有化を踏み台として開始された。

その仔細をここに論述する暇はないが、さしあたって次のことがここに再確認されて然るべきである。<sup>(11)</sup>

1 国有化の対象は五大産業グループ（CGE、サンゴバン、PUK、トムソン・ブラント、ロヌス・プーラン）、二大金融会社（パリバとスエズ銀行）、預金額十億フラン以上の三十六銀行等々に及ぶ。つまり、フランス産業の根幹部分の所有形態が変更する。

2 国有化の形態一〇〇パーセント支配か五〇パーセント取得かをめぐっての論争と社共両党間および社会党内でのその他諸論争を通じて、最終的には、大統領裁定による株式全面国有化が決定。

その賠償方式として償却債券か無議決権証券かが論争され、会社法等国内法規との関連で償却債券方式が採択され旧株主に対する補償基準が論議されたすえ、補償が実際に遂行された。

3 国有化は国家組織に関する地方分権法と企業内における労働者の自主管理権を保証するオルー法の制定によって補完され、その本来の目的の実現にむかうよう運営された。<sup>(12)</sup>

上記の1、2、3を通じて私たちは、フランスのソーシャリストが実行したこと、つまり、武器による批判は、セルツキーにおける批判の武器の地平をはるかにこえるものであり、そこにはテオリアとプラクシスとの間に介在する巨大かつ深刻な矛盾をみざるをえない。

しかし今かえりみて、それは確かに、政権の成立に七年先んずる時点で公表された「自主管理にかんする十五のテーゼ」の実現形態である。このテーゼのうち「第七、社会化」と「第八、企業の三タイプ」および「第五、自主管理プロジェクトのオリジナルな特徴」等をこの政権はたしかに実現させようとしてきた。<sup>(13)</sup>

しかしこの政府は七〇年代を通じて相対的に弱化したフランス経済を、八〇年代の世界的な技術革新競争の中で体質改善せねばならぬという「宿命」を負っていた。仔細については諸種の文献に譲ることとし、この内閣崩壊後の現時点において、次の諸点についてのみ指摘するにとどめたい。

1 新しいシラク内閣は公約の脱国有化<sup>11</sup>再私有化路線を、急激にはなく漸進的妥協的に、推進する方式

	国 有 化 時 点 購 買 価 格	再 私 有 化 時 点 販 売 価 格	現 在 の 株 価
Pariba 4663万株	50億フラン	188億フラン (1株405フラン)	247億フラン (530フラン)
St. Gobin 4380万株	60億フラン	136億フラン (310フラン)	200億フラン (460フラン)
Sogenal 5500万株	4億3500万フラン	6億8000万フラン (125フラン)	10億3000万フラン (230フラン)
計	114億フラン	330億フラン	460億フラン

をとり、政権成立後一年間で、大企業ではサン・ゴバン一社、中小企業ではソジェナール等三社を、また銀行ではパリバ一行を民営化した。現在、電話のCGCT、電気のCGE、広告のアバスの民営化などを計画している。

これらはいずれも社会党政権化での諸施策によって国有化時点より数倍も業務実績を優良化した企業であり、その再私有化時の株式の販売価格は、国有化時点とくらべて次表に示すとおりきわめて高く、その時価は更に大きいのである。

つまり、優良公企業の私有化をすすめたのであり、その反面では構造的不況業種の転換と情報関連等先端産業部門の新編とは依然として社会党内閣時代と同様なのである。

論ずべき多数のことがそこに存在するが、現代世界資本主義の枠組み内の自主管理社会主義の実践的営為は、国際的に隔絶した特別地域の創設ではなく、また対立政党にその政権を委譲してなおかつその歴史的方向性を継承させうるものであらねばならないのである。

2 新内閣による脱国有化＝民営化路線が生み出したものは、株主の激増であり、現在判明したかぎりでは株式公開による新株主は、サンゴバン社で一五〇万人、パリバ銀行で四〇〇万人にのぼるのであり、中小企業のソジェナールでさえ、八五万をこえるのである。これはまさしく「フランス版ピープルズキャピタリズム」といわれるべきものである。<sup>(14)</sup>それは、かつてのような巨大な少数資本家家族の支配していた私的資本主義とは性格を異にしている。しかしそれはあくまで基本的に資本主義であるという点で、株式暴落の危険

に多数の少貯蓄者をさらしているという一面は否定できない。

現代の世界資本主義が日本を筆頭として膨大な流動性の過剰とブラジルのみならず基準通貨国アメリカの対外累積債務の巨大化によって特徴づけられ、金融恐慌を含みうる深刻な経済的危機が進展しているだけに、このフランス版ネオ・リベラリズムは試練の前に立っているというべきであろう。

3 新設された企業体の運営について一言すれば、社会党政権下に成立した公企業は、それぞれ独自の産業的主体であって、一方で国家と、他方で地方自治体と業務に関する契約を結んで業務を遂行し、全国レベルでの計画化を内容づけると同時に、この計画化の非集権性を実現するよう定められている。

そこでは、公企業体の活動を集権的な計画化のもとにおくことが問題なのではないのと同様に、いわゆる自由市場にそれを放任することが必要であるのではない。

計画化と市場とを対立的に理解したうえで、その社会主義的結合を語ってきた、これまでの議論の空論性を克服するために、フランスソーシャリストが開発したのは、この「計画契約」であった。

社会党政権成立時に経済計画省の担当大臣だったM・ロカールは「計画化国民委員会」の新設にあたって、<sup>(15)</sup>或る談話を発表した<sup>(16)</sup>が、それを一九八六年二月「事実の試練に耐えて」という書物に収録して、語り伝えている。

「契約による非集権的計画化は今までのところ世界に前例のないものであり、今私たちが発見しつつあるものである」。……そこにあつては、「経済的社会的政治的な必要に対応する各企業間の契約が原理であつて、計画案作成の基礎に對話と協議があり、必要であれば調停に訴えることができる」。「それが自由契約であるのは、まず第一に、イエスカノーかを言う自由があるからであり、次いで對話と協議が計画実施の基礎だからである……」。したがつて、「計画の諸契約は、計画遂行の共同の権利であり、道具であるのであつて、社会的主体の諸レベルの複数性と、諸関係の契約化こそが、計画化と非集権化の関係の本質をなすものなのである」。

ここには確かに計画化と市場のジレンマを解決する新しい契約の概念と形態が発見されている。

今日では、計画化は資本主義にも必要であり、市場は社会主義にも必要である。そしてそれらの両体制にそれらは現存している。

この計画契約は現代に固有な新しい社会関係であり、その運用におけるリベリズムとソーシャリズムのちがいでない。実は体制間の矛盾は要約されえないのだと、私たちは今ここで結論することができるかもしれない。

西欧における自主管理社会主義は、この「契約化される計画化 Planification Contractuelle」という経済的社会的な非集権的な計画化の形態を発見することによって、体制転換の対極性を揚棄し、国家的権力の市民社会への再吸収という歴史的大動脈を切り拓いているかのようである。

以上に私は、自主管理と市場をめぐる問題点を、テオリアとプラクシスのはざまに立って追跡してきた。資料の不足と時間的制約のため論述が意のままにならぬところも少なからず残ったが、ここでひとまず筆をおくことにする。

- (1) 現代資本主義の段階規定については、拙稿「現代資本主義の政治経済学(序章)」(『思想』一九八七年八月号)を参照されたい。また協同的資本主義については、私の次のフランス語論文に論述してあるが、日本語の説明としては、『異文化とのインターフェース』第四章体制と経済」を参看されたい。

L'organisation du travail dans les entreprises Japonaises face à la société informatique: Kyoto University Economic Review Vol.54, LIV-1 1984, 12. Les moments décisifs de l'économie japonaise: Série de la section économique de l'université de Paris 3, 1985, 12.

- (2) 拙著『社会形成の経験と概念』(岩波書店)第二部第三章「自己管理と複数主義の社会主義」を参照
- (3) M. Drulovic; L'autogestion à l'épreuve, Librairie Arthème Fayard, Paris, 1973. 邦訳『試練に立つ自主管理』(岩波現代選書、一九八〇年)

- (4) R. Selucky; *Marxism, Socialism, Freedom*, Macmillan Press, London. 1979. 邦訳『社会主義の民主的再生』（青木書店、一九八三年）
- (5) R. Selucky; *ibid.*, xi. 邦訳四ページ
- (6) *ibid.*, p.107 邦訳一四六ページ
- (7) *ibid.*, p.109. 邦訳一四八ページ
- (8) *ibid.*, pp.179—180. 邦訳二四四—二四五ページ
- (9) J. Vanek, Education for the practice of self-management in the United States: unpublished manuscript. 1976, and The General Theory of labour-managed market economics, Cornell University Press. 1970.
- (10) Selucky. *ibid.*, pp.190—207. 邦訳、二五八—二八〇ページ
- (11) 井上泰夫「一九八二年フランス国有化のプロブレマティク」(名古屋市立大学『オイコノミカ』第二〇巻、一九八四年) 九五—九九ページを参照。
- (12) 葉山滉『自主管理と社会主義』（現代の理論社、一九七六年）に「資料」として訳出されている。参照されたい。
- (13) 中木康夫編『現代フランスの国家と政治』（有斐閣選書一九八七年）。拙著『新しい歴史形成への模索』（新地書房一九八二年）の「II フランスにおける自主管理社会主義の進展」を参照。
- (14) 『エコノミスト』一九八七年七月二〇日号、一六ページ。
- (15) M. Rocard; *A l'épreuve des faits*, 1986, Paris.